

電気通信大学保健管理センター運営委員会規程

昭和45年 9月 2日
改正
昭和54年 4月12日
昭和61年 4月 1日
昭和62年10月 1日
平成 6年12月21日
平成13年 4月 1日
平成16年 4月 1日
平成17年 4月 1日
平成19年 4月 1日
平成20年 4月 1日
平成22年 4月20日
平成24年 5月22日
平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学保健管理センター規程第6条第2項の規定に基づき、電気通信大学保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学長が指名した理事又は職員
- (3) センター専任の教授、准教授及び講師
- (4) 本学専任の教授、准教授及び講師のうちから学長が指名する者

(任期)

第3条 前条第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保健計画に関すること。
- (2) 環境衛生の維持改善に関すること。
- (3) センターの構成員に関すること。
- (4) その他保健管理センターの具体的運営に関すること。

(委員長)

第5条 委員長は、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学務部学生課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和45年9月2日から施行する。

附 則

この規則は、昭和54年4月12日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。